平成三十一年文部科学省令第四号

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）第六条、第九条、第十条及び第十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則（平成二十一年文部科学省令第二十五号）の全部を次のように改正する。

（人クローン胚の作成の届出）

第一条　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定による特定胚の作成の届出は、人クローン胚を作成する場合には、別記様式第一の一の届出書によってしなければならない。

2　法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうち人クローン胚の作成に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　人クローン胚を研究に用いる必要性に関する事項

二　人クローン胚を作成しようとする者の技術的能力及び管理的能力に関する事項

三　人クローン胚の取扱場所

四　人クローン胚の作成に用いる細胞の提供者入手先及び入手方法

五　人クローン胚の作成に用いる細胞の提供者の同意の取得に関する事項であって次に掲げるもの

イ　同意の取得に係る説明を行う担当者の氏名、職名及び所属機関名

ロ　同意を取得する機関名

ハ　提供者が同意を撤回することができる期間及びその方法

ニ　提供者の個人情報の保護に関する事項

六　倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野

七　倫理審査委員会から提出された意見

3　第一項に規定する届出書には、細胞の提供者の同意を得るに当たり人クローン胚を作成しようとする者又は体細胞提供機関（人クローン胚の作成に用いるヒトの体細胞の提供を受け、作成者に当該体細胞を移送する機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した説明書及び人クローン胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（人クローン胚の譲受の届出）

第二条　法第六条第一項の規定による特定胚の譲受の届出は、人クローン胚を譲り受けようとする場合には、別記様式第一の二の届出書によってしなければならない。

2　法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうち人クローン胚の譲受に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　人クローン胚を研究に用いる必要性に関する事項

二　人クローン胚を譲り受けようとする者の技術的能力及び管理的能力に関する事項

三　人クローン胚の取扱場所

四　人クローン胚の作成の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五　人クローン胚の作成の届出を行った日付

六　倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野

七　倫理審査委員会から提出された意見

3　第一項に規定する届出書には、人クローン胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（動物性集合胚の作成の届出）

第三条　法第六条第一項の規定による特定胚の作成の届出は、動物性集合胚を作成する場合には、別記様式第一の三の届出書によってしなければならない。

2　法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうち動物性集合胚の作成に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　動物性集合胚を研究に用いる必要性に関する事項

二　動物性集合胚を作成しようとする者の技術的能力に関する事項

三　動物性集合胚の取扱場所（動物性集合胚を動物の胎内に移植する場合には当該動物の取扱場所を、当該動物性集合胚から個体を作り出す場合には当該個体の取扱場所を、それぞれ含む。次条第二項第三号及び第九条第四項第一号において同じ。）

四　動物性集合胚の作成に用いる動物胚の種類並びにヒトの細胞の種類及び入手先

五　動物性集合胚を動物の胎内に移植する場合には、次に掲げる事項

イ　動物性集合胚の移植先の動物の種類及び当該動物に移植する理由

ロ　動物性集合胚から交雑個体又は交雑個体に類する個体の生成を防止するための措置

ハ　動物性集合胚から作り出した個体と他の個体との交配を防止するための措置

六　動物性集合胚の作成に用いる細胞の提供者の同意の取得に関する事項であって次に掲げるもの

イ　同意の取得に係る説明を行う担当者の氏名及び職名

ロ　提供者が同意について回答するまでの期間

ハ　提供者が同意を撤回することができる期間

ニ　提供者の個人情報の保護に関する事項

七　倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野

八　倫理審査委員会から提出された意見

3　第一項に規定する届出書には、細胞の提供者の同意を得るに当たり動物性集合胚を作成しようとする者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した説明書を添付しなければならない。

（動物性集合胚の譲受の届出）

第四条　法第六条第一項の規定による特定胚の譲受の届出は、動物性集合胚を譲り受けようとする場合には、別記様式第一の四の届出書によってしなければならない。

2　法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうち動物性集合胚の譲受に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　動物性集合胚を研究に用いる必要性に関する事項

二　動物性集合胚を譲り受けようとする者の技術的能力に関する事項

三　動物性集合胚の取扱場所

四　動物性集合胚の作成に用いた動物胚の種類並びにヒトの細胞の種類及び入手先

五　動物性集合胚の作成の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　動物性集合胚を動物の胎内に移植する場合には、次に掲げる事項

イ　動物性集合胚の移植先の動物の種類及び当該動物に移植する理由

ロ　動物性集合胚から交雑個体又は交雑個体に類する個体の生成を防止するための措置

ハ　動物性集合胚から作り出した個体と他の個体との交配を防止するための措置

七　倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野

八　倫理審査委員会から提出された意見

（ヒト胚核移植胚の作成の届出）

第五条　法第六条第一項の規定による特定胚の作成の届出は、ヒト胚核移植胚を作成する場合には、別記様式第一の五の届出書によってしなければならない。

2　法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚の作成に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　ヒト胚核移植胚を研究に用いる必要性に関する事項

二　ヒト胚核移植胚を作成しようとする者の技術的能力及び管理的能力に関する事項

三　ヒト胚核移植胚の取扱場所

四　ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚又はヒトの生殖細胞（以下「ヒト受精胚等」という。）の種類、入手先及び入手方法

五　ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚等の提供者の同意の取得に関する事項であって次に掲げるもの

イ　同意の取得に係る説明を行う担当者の氏名、職名及び所属機関名

ロ　同意を取得する機関名

ハ　提供者が同意を撤回することができる期間及びその方法

ニ　提供者の個人情報の保護に関する事項

六　倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野

七　倫理審査委員会から提出された意見

3　第一項に規定する届出書には、ヒト受精胚等の提供者の同意を得るに当たりヒト胚核移植胚を作成しようとする者又は提供医療機関（ヒト胚核移植胚の作成に用いるヒト受精胚等の提供を受け、作成者に当該ヒト受精胚等を移送する医療機関をいう。）に所属する者が行う説明において、当該提供者に対して交付することが予定されている当該説明に関する事項を記載した説明書及びヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（ヒト胚核移植胚の譲受の届出）

第六条　法第六条第一項の規定による特定胚の譲受の届出は、ヒト胚核移植胚を譲り受けようと

する場合には、別記様式第一の六の届出書によってしなければならない。

2　法第六条第一項第六号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚の譲受に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　ヒト胚核移植胚を研究に用いる必要性に関する事項

二　ヒト胚核移植胚を譲り受けようとする者の技術的能力及び管理的能力に関する事項

三　ヒト胚核移植胚の取扱場所

四　ヒト胚核移植胚の作成の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五　ヒト胚核移植胚の作成の届出を行った日付

六　倫理審査委員会の名称、構成員及び構成員の専門とする分野

七　倫理審査委員会から提出された意見

3　第一項に規定する届出書には、ヒト胚核移植胚の取扱場所を示す図面を添付しなければならない。

（特定胚の作成又は譲受の届出に係る内容変更の届出）

第七条　法第六条第二項の規定による変更の届出は、別記様式第二による届出書によってしなければならない。

（偶然の事由による特定胚の生成の届出）

第八条　法第九条の規定による届出は、別記様式第三の届出書によってしなければならない。

2　法第九条第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定胚の生じた場所

二　特定胚の生じた状況

三　生じた特定胚の取扱方法

四　生じた特定胚の取扱場所

（記録の作成等）

第九条　法第十条第一項の規定による記録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により作成し、保存するものとする。

2　前項の記録が電磁的記録により作成され、保存される場合には、その記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうち人クローン胚に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　人クローン胚の取扱場所

二　作成に用いられた細胞の種類及び入手先

三　作成に用いられた細胞の提供者の同意に関する事項

四　人クローン胚を凍結させた場合にあっては、その目的、方法、凍結期間、管理場所及び管理方法並びに管理に従事する者の氏名

4　法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうち動物性集合胚に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　動物性集合胚の取扱場所

二　動物性集合胚の作成に用いられた動物胚の種類並びにヒトの細胞の種類及び入手先

三　動物性集合胚を動物の胎内に移植した場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該動物の種類

ロ　移植の期日

ハ　当該動物の取扱いを終了した場合にあっては、その期日及び態様

四　動物性集合胚から個体を作り出した場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該個体を作り出した期日

ロ　当該個体の取扱いを終了した場合にあっては、その期日及び態様

五　作成に用いられた細胞の提供者の同意に関する事項

5　法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうちヒト胚核移植胚に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　ヒト胚核移植胚の取扱場所

二　作成に用いられたヒト受精胚等の種類及び入手先

三　作成に用いられたヒト受精胚等の提供者の同意に関する事項

四　ヒト胚核移植胚を凍結させた場合にあっては、その目的、方法、凍結期間、管理場所及び管理方法並びに管理に従事する者の氏名

6　法第十条第二項の規定により保存することとされている記録の保存期間は、人クローン胚、動物性集合胚又はヒト胚核移植の譲渡、滅失又は廃棄後五年間（当該動物性集合胚を動物の胎内に移植した場合又は当該動物性集合胚から個体を作り出した場合にあっては、それぞれ当該動物又は当該個体の取扱いの終了後五年間）とする。

（特定胚の譲渡の届出）

第十条　法第十一条の規定による特定胚の譲渡の届出は、別記様式第四の一の届出書によって、しなければならない。

2　法第十一条第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の譲渡に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　特定胚の譲渡先の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　譲渡の理由

（特定胚の滅失の届出）

第十一条　法第十一条の規定による特定胚の滅失の届出は、別記様式第四の二の届出書によってしなければならない。

2　法第十一条第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の滅失に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　特定胚を滅失させた場所

二　滅失させた特定胚の作成又は譲受の届出を行った日付

三　滅失の理由及びその方法

四　滅失後の取扱いに関する事項

（特定胚の廃棄の届出）

第十二条　法第十一条の規定による特定胚の廃棄の届出は、別記様式第四の三の届出書によってしなければならない。

2　法第十一条第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の廃棄に関するものは、次に掲げる事項とする。

一　特定胚を廃棄した場所

二　廃棄した特定胚の作成又は譲受の届出を行った日付

三　廃棄の理由及びその方法

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前のヒトに関するクローン技術の規制に関する法律施行規則の規定により文部科学大臣に届け出た特定胚の作成の届出については、第一条第一項又は第三条第一項の規定により届け出たものとみなす。

附　則（令和元年七月一日文部科学省令第九号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年六月三〇日文部科学省令第三四号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和六年二月九日文部科学省令第二号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一の一（第１条第１項関係）

様式第一の一（第１条第１項関係）

特定胚（人クローン胚）作成届出書

年　月　日

文部科学大臣　　殿

氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第６条第１項の規定により、特定胚（人クローン胚）の作成を届け出ます。

氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
事務連絡先名称	
所在地	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
担当者氏名	電子メールアドレス
作成しようとする胚の種類	人クローン胚
作成の目的	
作成の方法	
作成予定日	年　月　日　～　年　月　日
作成後の取扱いの方法	
人クローン胚の取扱場所（注１）	
人クローン胚を研究に用いる必要性	
作成者の技術的能力	
作成者の管理的能力	
作成に用いるヒトの未受精卵又はヒト受精胚（以下「未受精卵等」という。）の提供に関する事項	

未受精卵等の種類、入手先及び入手方法

種類	入手先	入手方法

未受精卵等の提供者の同意の取得の方法（注２）

説明者氏名	説明者所属機関名・職名	同意を取得する機関名

同意の撤回期間（日数）	
同意の撤回の方法	
個人情報の保護の方法	

作成に用いる体細胞の提供に関する事項	
体細胞の種類、入手先及び入手方法	

種類	入手先	入手方法

体細胞の提供者の同意の取得の方法（注２）

説明者氏名	説明者所属機関名・職名	同意を取得する機関名

同意の撤回期間（日数）	
同意の撤回の方法	
個人情報の保護の方法	

倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野	
名称	
構成員及び専門分野	計　名（男性　名・女性　名）

氏名	所属	専門分野

倫理審査委員会の意見	

注１　人クローン胚の取扱場所を示す図面については別紙として添付すること。
注２　提供者からの同意の取得の際の説明事項を記載した説明書については別紙として添付すること。
備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第一の二（第２条第１項関係）

様式第一の二（第２条第１項関係）

特定胚（人クローン胚）譲受届出書

年　月　日

文部科学大臣　殿

氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第６条第１項の規定により、特定胚（人クローン胚）の譲受を届け出ます。

氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
事務連絡先	名称
	所在地	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
	担当者氏名	電子メールアドレス
譲り受けようとする胚の種類	人クローン胚
譲受の目的	
譲受予定日	年　月　日　～　年　月　日
譲受後の取扱いの方法	
人クローン胚の取扱場所（注）	
人クローン胚を研究に用いる必要性	
譲受者の技術的能力	
譲受者の管理的能力	
作成の経緯をした者	氏名又は名称
	法人にあっては、その代表者の氏名
	住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野	
名称	
構成員及び専門分野	計　名（男性　名・女性　名）

氏名	所属	専門分野

倫理審査委員会の意見

注　新譲受の場所及び譲受後の取扱場所が４ヶ所以上については別紙として添付すること。
備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書きされないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第一の三（第３条第１項関係）

様式第一の三（第３条第１項関係）

特定胚（動物性集合胚）作成届出書

年　月　日

文部科学大臣　殿

氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第６条第１項の規定により、特定胚（動物性集合胚）の作成を届け出ます。

氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
事務連絡先	名称
	所在地	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
	担当者氏名	電子メールアドレス
作成しようとする胚の種類	動物性集合胚
作成の目的	
作成の方法	
作成予定日	年　月　日　～　年　月　日
作成後の取扱いの方法	
動物性集合胚を研究に用いる必要性	

作成者の技術的能力
動物性集合胚の取扱場所
動物性集合胚の作成に用いる動物胚の種類
作成に用いるヒトの細胞の種類及び入手先

種類	入手先

移植先の動物の種類及び当該動物に移植する理由
交雑個体又は交雑個体に類する個体の生成を防止するための措置
作り出した個体と他の個体との交配を防止するための措置
同意の取得の方法（注）

説明者氏名	説明者職名

同意の回答期間（日数）
同意の撤回期間（日数）
個人情報の保護の方法
倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野
名　称
構成員及び専門分野　計　名（男性　名；女性　名）

氏名	所属	専門分野

倫理審査委員会の意見

注　提供者からの同意の取得の際の説明事項を記載した説明書については別添として添付すること。
備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書きされないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第一の四（第４条第１項関係）

様式第一の四（第４条第１項関係）

特定胚（動物性集合胚）譲受届出書

年　月　日

文部科学大臣　殿

氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第６条第１項の規定により、特定胚（動物性集合胚）の譲受を届け出ます。

氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　） 電話番号　（　）
事務連絡先	名称
	所在地 郵便番号（　） 電話番号　（　）
	担当者氏名 電子メールアドレス
譲り受けようとする胚の種類	動物性集合胚
譲受の目的	
譲受予定日	年　月　日　～　年　月　日
譲受後の取扱いの方法	
動物性集合胚を研究に用いる必要性	
譲受者の技術的能力	

動物性集合胚の取扱場所
動物性集合胚の作成に用いた動物胚の種類
作成に用いたヒトの細胞の種類及び入手先

種類	入手先

作成の届出をした者	氏名又は名称
	法人にあっては、その代表者の氏名
	住所 郵便番号（　） 電話番号　（　）
移植先の動物の種類及び当該動物に移植する理由	
交雑個体又は交雑個体に類する個体の生成を防止するための措置	
作り出した個体と他の個体との交配を防止するための措置	

倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野

名称	
構成員及び専門分野	計　　名（男性　　名・女性　　名）

氏名	所属	専門分野

倫理審査委員会の意見

備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書きされないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第一の五（第５条第１項関係）

様式第一の五（第５条第１項関係）

特定胚（ヒト胚胎移植胚）作成届出書

年　月　日

文部科学大臣　　殿

氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第６条第１項の規定により、特定胚（ヒト胚胎移植胚）の作成を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）	
事務連絡先名称		
所在地	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）	
担当者氏名	電子メールアドレス	
作成しようとする胚の種類	ヒト胚胎移植胚	
作成の目的		
作成の方法		
作成予定日	年　月　日　～　年　月　日	
作成後の取扱いの方法		
ヒト胚胎移植胚の取扱場所（注１）		
ヒト胚胎移植胚を研究に用いる必要性		
作成者の技術的能力		
作成者の管理的能力		
作成に用いるヒト受精胚等の提供に関する事項		
ヒト受精胚等の種類、入手先及び入手方法		

種類	入手先	入手方法

ヒト受精胚等の提供者の同意の取得の方法（注２）		
説明者氏名	説明者所属機関名・職名	同意を取得する機関名
同意の撤回期間（日数）		
同意の撤回の方法		
個人情報の保護の方法		
倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野		
名称		
構成員及び専門分野	計　名（男性　　名：女性　　名）	

氏名	所属	専門分野

倫理審査委員会の意見

注１　ヒト胚胎移植胚の取扱場所を示す図面については別紙として添付すること。
注２　機関者からの同意の取得の際の説明事項を記載した説明書については別紙として添付すること。
備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書きされないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第一の六（第６条第１項関係）

様式第一の六（第６条第１項関係）

特定胚（ヒト胚移植胚）譲受届出書

年　月　日

文部科学大臣　殿

氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第６条第１項の規定により、特定胚（ヒト胚移植胚）の譲受を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　）	
	電話番号　（　）	
事務連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　）
		電話番号　（　）
	担当者氏名	電子メールアドレス
譲り受けようとする胚の種類	ヒト胚移植胚	
譲受の目的		
譲受予定日	年　月　日　～　年　月　日	
譲受後の取扱いの方法		
ヒト胚移植胚の取扱場所（注）		
ヒト胚移植胚を研究に用いる必要性		
譲受者の技術的能力		
譲受者の管理的能力		
作成の届出をした者	氏名又は名称	
	法人にあっては、その代表者の氏名	
	住所	郵便番号（　）
		電話番号　（　）
倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野		
名称		
構成員及び専門分野	計　名（男性　名：女性　名）	

氏名	所属	専門分野

倫理審査委員会の意見

注　譲受の場所及び譲受後の取扱場所を示す図面については別添として添付すること。
備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書きされないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第二（第７条関係）

様式第二（第７条関係）

届出内容の変更届出書

年　月　日

文部科学大臣　殿

氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第６条第２項の規定により、同条第１項の規定により提出された届出に係る事項の変更を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　）	
	電話番号　（　）	
事務連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　）
		電話番号　（　）
	担当者氏名	電子メールアドレス
変更する届出	年　月　日付　特定胚の　　の届出	
変更の内容		
変更の理由		
倫理審査委員会の名称、構成員及び専門分野		
名称		
構成員及び専門分野	計　名（男性　名：女性　名）	

氏名	所属	専門分野

倫理審査委員会の意見		

備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書きされないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第三（第８条第１項関係）

様式第三（第８条第１項関係）

偶然の事由による特定胚生成届出書

年　月　日

文部科学大臣　　殿

氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第９条の規定により、偶然の事由による特定胚の生成を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）	
事務連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
	担当者氏名	電子メールアドレス
生じた特定胚の種類		
特定胚の生成の期日	年　月　日	
特定胚の生じた理由		
特定胚の生じた状況		
生じた特定胚の取扱いの方法		
生じた特定胚の取扱場所		

備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書きされないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第四の一（第１０条第１項関係）

様式第四の一（第10条第１項関係）

特定胚譲渡届出書

年　月　日

文部科学大臣　　殿

氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第 11 条の規定により、特定胚の譲渡を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）	
事務連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
	担当者氏名	電子メールアドレス
譲り渡した特定胚の種類		
特定胚の譲渡の期日	年　月　日	
譲渡先	氏名又は名称	
	法人にあっては、その代表者の氏名	
	住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
譲渡の理由		

備考１　各用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書きされないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

様式第四の二（第１１条第１項関係）

様式第四の二（第11条第１項関係）

特定胚滅失届出書

年　月　日

文部科学大臣　　殿

氏名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第 11 条の規定により、特定胚の滅失を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）	
事務連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
	担当者氏名	電子メールアドレス
滅失した胚の種類		
滅失の期日	年　月　日	
滅失させた時期		
滅失した特定胚の作成又は譲受の届出を行った日	年　月　日付（　　の届出）	
滅失の理由		
滅失の方法		
滅失時の態様		
滅失後の取扱いの方法		

滅失後の取扱場所	

備考１　各用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書ききれないときは，「別紙のとおり」と記載し，別紙に記載することができる。

様式第四の三（第１２条第１項関係）

様式第四の三（第 12 条第 1 項関係）

物定鉄廃棄届出書

年　月　日

文部科学大臣　　殿

氏名
（法人にあっては，その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第 11 条の規定により，物定鉄の廃棄を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては，その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　）	
	電話番号　（　　）	
事務連絡先	名称	
	住所地	郵便番号（　　）
		電話番号　（　　）
	担当者氏名	電子メールアドレス
廃棄した鉄の種類		
廃棄の期日	年　月　日	
廃棄した場所		
廃棄した物定鉄の作成又は譲受の届出を行った日	年　月　日付（　　の届出）	
廃棄の理由		
廃棄の方法		
廃棄時の態様		

備考１　各用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
備考２　様式中に書ききれないときは，「別紙のとおり」と記載し，別紙に記載することができる。